

小田原市監査委員公表第17号

令和4年8月22日付け地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により請求人から提出された小田原市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年10月19日

小田原市監査委員 数 馬 勝  
小田原市監査委員 近 藤 正 道  
小田原市監査委員 楊 隆 子

## 監査の結果

### 第1 監査の結果

本件請求のうち、観客を入場させずに開催する無観客開催があった令和3年8月分（本場分）、9月分（本場分及び受託場外分）及び11月分（本場分）の小田原競輪開催業務等包括業務委託料の支出については、請求に理由がないことから、これらを棄却し、その余の請求については、住民監査請求の要件を欠いていることから、これらを却下する。

### 第2 請求の内容

#### 1 請求人の住所及び氏名

- (1) 住所 小田原市（省略）
- (2) 氏名 （省略）

#### 2 請求書が提出された日

令和4年8月22日

#### 3 本件請求の要旨

##### (1) 請求の対象行為

小田原競輪開催業務等包括業務委託料（以下「委託料」という。）について令和3年4月分から令和4年3月分までの支出

##### (2) 対象行為が不当である理由

請求人は以下のとおり主張していると解される。

公営事業部は、上記(1)の委託料について、令和2年3月18日に締結した小田原競輪開催業務等包括委託業務契約（以下「本件契約」という。）に基づき、車券売上額に本件契約で定められた率を乗じて算定した額を支払った。

しかしながら、令和3年度中にはコロナ禍のもと無観客での開催があり、委託料を本件契約で定められた率で算定することは適切でなく、その支払いは過大である。

無観客開催時には、本件契約の仕様書に定める業務のうち警備業務、清掃業務等、実施しない又は縮小する業務があるはずであり、有観客開催の場合より受託者の経費が少なく済んでいるのは明らかである。また、本件契約の締結時期が緊急事態宣言発出前であることから、委託料の率は有観客開催を前提に定められたと考えられるため、無観客開催の場合の委託料の率は本件契約第30条の「本件契約に定めのない事項」に該当する。

##### (3) 請求する措置

本件契約第30条に基づき市は受託者と協議して無観客開催の場合の委託料の率を別途定め、再算定後の委託料と支出済みの委託料との差額を市に戻入させることを求める。

### 第3 監査の結果を決定した理由

#### 1 監査の対象としなかった事項及びその理由

本件請求のうち、無観客開催がなかった月分の委託料の支出及び令和3年4月分から6月分までの委託料の支出は、監査の対象としなかった。

請求人は、無観客開催があり委託料の過大な算定及び支出があったとする月分だけでなく、令和3年4月から令和4年3月までの全ての月分の支出について監査請求している。その理由として、過大な支出があったとする月分の是正をする機会が一年を通してあった旨、挙げている。

しかしながら、本件契約において月々の委託料の算定及び支払いは、当該月分ごとに債務を確定して支払うことにより完結しており、特定の月の支出が過大であったとしても、そのことは他の月の支出の正当性には関係がない。

したがって、無観客開催がない月分の委託料の算定及び支出については、請求人の主張する不当の理由が初めから成り立っておらず、住民監査請求の要件を欠いている。また、4月分（支出日令和3年5月25日）、5月分（支出日令和3年6月18日）、6月分（支出日令和3年7月13日）の支出については、本件請求日（令和4年8月22日）がそれぞれの支出日から1年を経過し、かつ正当な理由の記載がないことから、無観客開催の有無によらず住民監査請求の要件を欠いている。

#### 2 監査の対象とした事項

令和3年7月分以降の委託料については、調査の結果、無観客開催があったのは令和3年8月（本場）、9月（本場及び受託場外）及び11月（本場）であったため、それらの月分の委託料の支出を監査の対象とした。

#### 3 監査の経過

- (1) 令和4年8月22日、請求人に対し請求書の補正を求めたところ、令和4年8月24日、請求人は請求書の補正を提出した。
- (2) 令和4年9月6日、請求人は証拠を提出した。
- (3) 令和4年9月7日、法第242条第7項の規定により請求人に陳述の機会を設け、請求人は陳述を行った。この陳述には、同条第8項の規定により公営事業部事業課職員が立ち会った。
- (4) 令和4年9月7日、法第199条第8項の規定により、公営事業部長、同部事業課長ほか関係職員から陳述の聴取を行った。この聴取には、法第242条第8項の規定により請求人が立ち会った。

#### 4 監査委員の判断

(1) 請求人は、本件契約の事業者募集要項の内容にも触れながら、無観客開催の場合の委託料の率は、本件契約第30条の「本件契約に定めのない事項」に該当するため、市と受託者が協議して別途定めるよう主張している。

そこで、請求人の主張する無観客開催の場合の委託料の率が本件契約第30条の「本件契約に定めのない、市と受託者が協議して別途定めなければならない事項」であるか否かを検討することとする。ただし、無観客開催による警備等の不実施や縮小は、本件契約締結時点で現れていなかったコロナ禍のもとで生じた事象の一部に過ぎないことから、本件契約の履行において行われた感染症拡大防止のための様々な対応やその結果現れた事象全体の中で検討する。また、事業者募集要項は、本件契約に係る提案を受けるためのものであり、実際に締結した本件契約に基づいて判断する。

(2) 上記(1)の事項の検討に当たり、まず、本件契約の目的及び性質を確認しておく。

公営事業部は、陳述及び後日行った質問への回答で、本件契約について以下の旨、述べている。

- ・本件契約の主たる業務は、小田原競輪場で競輪開催することである。競輪開催の円滑な運営を委託している。
- ・警備、清掃、企画イベントなどの個別具体的業務（以下「個別具体的業務」という。）については、業務量を定めていない。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時的対応により個別具体的業務の内容が変わっている。
- ・開催形態の変化の中で実施する個別具体的業務も常に変化している。
- ・委託料の算定においては、個別具体的業務の量を算定の基礎としていない。1か月で個別具体的業務をどれだけ行ったかに関係なく、車券売上額に基づいて算出する。

本件契約の規定及び上記内容から明らかなことは、本件契約は、従来、市が個々に委託していた個別具体的業務を単に寄せ集めた契約ではない。競輪を開催すること自体の委託であり、円滑に競輪を開催する契約上の義務を受託者は負う。したがって、競輪の開催を円滑に行うために必要な個別具体的業務は、たとえ仕様書に記載されていなくとも、実施することとなる。

例えば、公営事業部は本件契約の履行において、競輪関係団体等が発出した「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」等に対応するための個別具体的業務が増加したとしている。

また、受託者に支払われる委託料の額は、個別具体的業務の量の多寡にかかわらず、本件契約において定められた率を車券売上額に乗じた額であり、それは、車券売上額が減少した場合でも同様である。例えば、無観客開催では本場での車券売上額、受託

場外車券売上額は基本的に発生しないため、その分の委託料は支払われない。

つまり、本件契約は、あらかじめ仕様書により個別具体的業務の内容及び業務量を定め、その履行に応じた対価を支払う性質の契約ではなく、競輪を円滑に開催することを目的に、そのために必要な個別具体的業務を実施させ、対価は実施した個別具体的業務の量でなく、競輪の円滑な開催を条件として車券売上額に応じて支払う性質の契約と言える。

- (3) 無観客開催と本件契約第30条の関係については、本件契約の当事者である公営事業部は、無観客開催であっても競輪開催自体は実施されており、主たる業務である開催業務は履行されていることから、無観客開催の場合の委託料の率は、本件契約第30条でいう「本件契約に定めのない、市と受託者が協議して別途定めなければならない事項」に該当しない旨、質問に対し回答している。

また、本件契約第28条の委託業務に関するリスク分担に関し、「不可抗力」として挙げられている「震災等自然災害やテロリズム等に伴う業務履行不能」の「業務」についての質問に対しては、本件契約第4条第2号に記載のとおり、本場開催業務、受託場外開催業務、非開催業務、サンサンヒルズ小田原一般供用日管理業務であり、主に競輪そのものの開催運営を行う業務のことである、と回答している。

さらに、個別具体的業務は競輪開催に付随する業務であり、無観客であっても競輪開催が実施されている以上は、無観客開催のため個別具体的業務を実施しないことは、業務履行不能には該当しない旨、回答している。

- (4) 上記(2)で明らかになった本件契約の目的及び性質、すなわち、本件契約は、競輪を円滑に開催することを目的に、そのために必要な個別具体的業務を実施させ、対価は実施した個別具体的業務の量でなく、競輪の円滑な開催を条件に車券売上額に応じて支払う性質の契約であることからすれば、上記(3)の公営事業部の回答に不合理な点はなく、コロナ禍のもと、競輪を円滑に開催するための様々な対策やその結果現れた事象がある中で、無観客開催の場合の委託料の率は、「本件契約に定めのない、市と受託者が協議して別途定めなければならない事項」ではない。

- (5) 無観客開催があった令和3年8月分（本場分）、9月分（本場分及び受託場外分）及び11月分（本場分）の委託料の支出に当たっては、公営事業部は予定していた競輪が円滑に開催されたことを確認しており、本件契約で定められている率で委託料を算定し、支出したことに不適切な点はない。

以上より、本件請求には理由がなく、これを棄却する。

以上

## 参考

（「小田原市職員措置請求書」及び「令和4年8月22日付け小田原市職員措置請求書の実  
証明書について（補足）」は原文のまま記載）

添付省略